

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 3 月 23 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500769号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500113号

## 第1 結論

昭和55年\*月から昭和56年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年\*月から昭和56年12月まで

父がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、貰った時期は憶えていないが、父からオレンジ色の年金手帳を受け取った。私は、父が請求期間の国民年金保険料をB社会保険事務所(当時)に行き、納付書で3か月ごとに1万3,500円を現金で納付していたと、父から聞いている。請求期間が未納となっているので記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「父がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、貰った時期は憶えていないが、父からオレンジ色の年金手帳を受け取った。」と陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和57年1月頃に払い出されたことと推認されるほか、請求者のA市における国民年金被保険者名簿には、「(受付年月日)57.1.8」の記載が確認でき、A市は「この記載は、請求者の国民年金の加入手続をA市で受け付けた日である。」と回答していることから、この時に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、20歳時まで遡って国民年金の資格を取得したと考えられ、このことからすると、請求期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間となっている。

また、請求者は、「父が請求期間の国民年金保険料をB社会保険事務所に行き納付書で3か月ごとに1万3,500円を現金で納付していたと聞いている。」と陳述しているところ、請求期間のうち昭和55年\*月から昭和56年3月までの保険料額は3か月で1万1,310円(月額3,770円)と金額がおおむね一致し、昭和56年4月から同年12月までの保険料額は3か月で1万3,500円(月額4,500円)と金額が一致している上、当時、過年度保険料は国庫金であり金融機関や社会保険事務所(当時)に納付することになるが、A社会保険事務所(当時)の設置は昭和62年4月であり、それまではA市はB社会保険事務所の管轄であることから、A市に居住していた請求者の過年度保険料は金融機関やB社会保険事務所での納付することとなり、

請求者の陳述は当時の取扱いと一致しており不自然ではない。

さらに、請求者は請求期間以外に国民年金保険料の未納期間がなく、請求期間以後の期間はすべて保険料が納付済みと記録されているほか、請求期間当時、請求者と同居し、請求者の国民年金保険料を納付していたとする請求者の父は、請求期間を含む昭和 36 年 4 月から 60 歳までの国民年金全加入期間の保険料が納付済みであり、請求者の母も昭和 36 年 4 月から 60 歳までの全加入期間が納付済みであるとともに、請求者の父母は、昭和 49 年 1 月から保険料を口座振替により納付しているなど、年金への関心は極めて高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500671号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500262号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年6月24日の標準賞与額を38万5,000円、同年12月12日の標準賞与額を40万9,000円、平成16年7月6日の標準賞与額を46万円、同年12月7日の標準賞与額を43万6,000円、平成17年7月12日の標準賞与額を23万9,000円、同年12月8日の標準賞与額を26万3,000円、平成18年7月19日の標準賞与額を26万円、同年12月14日の標準賞与額を25万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月24日、同年12月12日、平成16年7月6日、同年12月7日、平成17年7月12日、同年12月8日、平成18年7月19日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年6月24日、同年12月12日、平成16年7月6日、同年12月7日、平成17年7月12日、同年12月8日、平成18年7月19日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月24日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月6日  
④ 平成16年12月7日  
⑤ 平成17年7月12日  
⑥ 平成17年12月8日  
⑦ 平成18年7月19日  
⑧ 平成18年12月14日

各請求期間において賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録によると各請求期間に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、各請求期間に係る標準賞与額の記録を追加してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑧までについて、請求者から提出された「総合口座通帳」、A社の回答及び複数の元同僚が保管する賞与明細書から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、請求者から提出された「総合口座通帳」における賞与振込額及び複数の同僚が保管する賞与明細書から、請求期間①は38万5,000円、請求期間②は40万9,000円、請求期間③は46万円、請求期間④は43万6,000円、請求期間⑤は23万9,000円、請求期間⑥は26万3,000円、請求期間⑦は26万円、請求期間⑧は25万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑧までについて、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500803号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500263号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和50年6月16日から同年5月16日に訂正し、昭和50年5月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

昭和50年5月16日から同年6月16日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和50年5月16日から同年6月16日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年5月16日から同年6月16日まで

私は、C商業施設の开店準備のため、D社からA社に転勤した。継続して勤務しているにもかかわらず、A社における厚生年金保険の資格取得が昭和50年6月16日になっており、1か月空白になっている。同社における厚生年金保険の資格取得日を昭和50年5月16日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主及び複数の同僚の回答並びに雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において、D社及びA社に継続して勤務し(D社からA社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の加入記録から昭和50年5月16日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和50年6月の厚生年金保険の記録から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和50年5月16日から同年6月16日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険

料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500432号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500261号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 明治44年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和22年5月1日から昭和23年3月1日まで

私の父(訂正請求記録の対象者)は昭和20年9月から昭和30年5月までA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないことに納得できない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の辞令により、具体的な勤務期間は特定できないものの、請求期間中に訂正請求記録の対象者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社は昭和30年5月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の商業登記簿は見当たらない上、戸籍謄本によると、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる事業主は、既に亡くなっていることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務の実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社で請求期間において厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚に照会したが、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について、請求者の主張を裏付けするような回答を得ることができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者と同様

に、昭和 22 年 5 月に被保険者資格を喪失し、昭和 23 年 3 月に被保険者資格を再取得した従業員が複数いることが確認できるが、当該従業員は既に亡くなっているか所在不明であることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る勤務の実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

なお、A 社の従業員のうちの一人名は、訂正請求記録の対象者は請求期間当時、同社と同じ地区にあった事業主の親族が運営する別の研究所に移籍したが、当該研究所は少人数のため社会保険に加入していなかったと思う旨陳述しており、事業所名簿検索システムで調査したが、当該研究所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、当該研究所の商業登記簿も見当たらない。

また、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る給料明細表のうち、昭和 21 年 2 月、昭和 22 年 1 月及び昭和 29 年 9 月以外は昭和何年のものか記載がないが、厚生年金保険料控除額、健康保険料控除額及び総支給額の記載から判断して、請求期間に係る給料明細表ではないものと考えられる。

このほか、訂正請求記録の対象者に係る請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500830号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500264号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月1日から昭和47年4月1日まで

請求期間当時は全日制の高校に通っていたが、母親に言われ、母親が勤務していたA社が運営する社員食堂で調理補助のアルバイトとして勤務していた。学校が終わった後の夕方5時から夜9時までの4時間、日曜日を除く毎日勤めていた。同じように高校在学時に同社に勤務していた二人の姉は、それぞれ、その期間に厚生年金保険に加入した記録となっている。同条件で働いていた私だけが加入した記録がないことに納得がいかない。正しい記録に訂正し、年金額に反映する記録としてほしい。

## 第3 判断の理由

同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、請求期間当時の事業主は既に死亡しており、当該事業所が適用事業所でなくなった当時の事業主に、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い、厚生年金保険料の控除及び納付等について照会したが、当該事業主は、請求期間に係る資料を保管しておらず不明と回答している。

また、請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、同僚の一人は、「高校在学中にA社で平日の放課後にアルバイトとして働いていたが、その間は厚生年金保険には加入していなかった。その後、正社員として就職してから厚生年金保険に加入した。」と陳述しているところ、当該同僚が高校生であったとする期間の当該事業所における被保険者記録はない。

さらに、請求者は請求期間に加入していた健康保険について不明と回答しているところ、A社に係る請求者の母親の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)の被扶養者欄に、請求者の氏名が記載されており、請求期間において、請求者は母親の健康保

険の被扶養者であったことが確認できる。

加えて、請求期間に係る当該事業所の被保険者原票に請求者の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。